

## 令和7年度宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金

### 出店促進型補助金

#### 実施要領

≪申請にあたっての注意点≫

- ・賃貸借契約後の物件は、本補助金の補助対象ではありません。  
必ず、賃貸借契約前にご申請をお願いします。
- ・補助金交付決定まで、1～2ヶ月程度の期間を要しますので、ご注意ください。

**【申請期限 令和7年5月16日厳守】**

宝塚市 産業文化部 商工勤労課

令和7年4月

## 1 事業目的

出店促進型補助金(以下「補助金」という。)は、市内に新規出店しようとする事業者に対し、改装工事、設備購入費等の一部を補助することにより、市内全域のにぎわいの創出及び雇用機会の拡大を図り、もって本市商業の振興に資することを目的とします。

## 2 補助金概要

### (1) 補助対象者

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模事業者、個人事業主又は特定非営利活動法人であること。
- ② 以下すべて満たすことと。
  - ア 店舗の営業時間が原則1日6時間以上であること。
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む事業者でないこと。
  - ウ 市税の滞納がない事業者であること。
  - エ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
  - オ 政治団体並びに宗教上の組織及び団体でないこと。
  - カ 過去に宝塚市店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金、宝塚市店舗等リノベーション補助金又は宝塚市新ビジネスモデル等創出支援補助金を利用していないこと。

### (2) 補助金額

- ※補助金額は、補助対象経費総額の1/2以内とし千円未満は切り捨てとする。
- ※補助の対象となる経費に係る消費税及び地方消費税相当分については、補助対象外。

#### ア 上限135万円

観光プロムナードに準拠した区域、清荒神参道沿い、北部西谷地域  
ただし、北部西谷地域への出店は、「宝塚市北部地域振興に資する施設の建築等に関する要綱」に基づいた申請が別途必要です。

#### イ 上限120万円

上記以外の市内全域

### (3) 補助対象物件

- ア 市内で店舗として利用できる状態で、申請日時点において入居募集が3カ月以上経過している物件。
  - ※家賃等証明書（別紙1-4）で募集期間の証明が必要です。
- イ 自己所有（申請者名義の物件）の店舗を新築又は改装した店舗
  - ※登記簿謄本、又は固定資産税納税通知書写しが必要。

### (4) 補助対象事業

店舗等で行う主たる事業が以下のいずれかであること。ただし、市外に本店があるフランチャイズ店舗等については、対象外とします。

(※)フランチャイズ店舗等…他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を

使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。

①日本産業分類（令和5年7月27日総務省告示第256号）に掲げる以下の業種のうち専ら一般の消費者を顧客とする事業

ア 小売業（中分類56～60）

イ 宿泊業（中分類75）

ウ 飲食店（中分類76）

エ 持ち帰り・配達飲食サービス（中分類77／小分類772配達飲食サービスを除く。）

オ 洗濯・理容・美容・浴場業（中分類78）

②観光振興に資する休憩所やギャラリーの設置、運営等、来街者の滞留性を高める事業（※①のいずれかの事業を主な事業として併設すること）

③その他出店地域もしくは商店街の魅力向上に資すると市長が認める事業（イベント等の一過性の事業を除く）

(5) 補助対象経費

※補助対象となる経費は、本補助金の交付決定後にかかった経費とします。

ア 出店に係る備品購入費（※取得価格1点あたり3万円以上）

イ 店舗等の改装に要する経費及び建物に付属する設備工事費

(6) 補助対象外経費

ア 建物の維持管理及び老朽化のみを理由とする工事等

イ 補助対象者の資産形成とみなされる以下の備品購入にかかった経費

・パソコン、タブレット端末、ソフトウェア

・自動車、バイク、自転車

・冷蔵庫の更新

・エアコン、空気清浄機 等

### 3 申請について

※賃貸借契約後の申請は補助対象外です。

※交付決定前に改装工事等の契約を締結した場合は補助対象外です。

ア 期 間：令和7年4月14日(月曜日) から 5月16日(金曜日) 16時 まで

イ 申請方法：郵送（5月16日必着）、商工勤労課窓口にて提出してください。

郵送の場合：〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 商工勤労課宛

窓口の受付時間：9時～12時、12時45分～17時30分（土日・祝日除く）

ウ 提出書類：補助金交付申請（様式第1号）に関係書類を添えて提出してください。

#### 関係書類

- ・事業計画書（別紙1-1）
- ・家賃等証明書（別紙1-4）  
※自己所有物件の場合は「登記簿謄本」又は「固定資産税納税通知書写し」
- ・暴力団排除に関する誓約書（別紙1-5）
- ・宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金交付要綱に関する誓約書（別紙1-6）
- ・市税の未納の税額がないことの証明の原本
- ・住民票の原本 ※発効日から6ヶ月以内のもの
- ・工事前の外観及び内観写真
- ・改装費及び設備工事の見積書（2者以上）
- ・工事内容が分かる図面（平面図）
- ・備品の価格が分かるカタログ

※申請書類様式は、市のホームページからダウンロードするか、市役所商工  
勤労課でも配布しています。（郵送は致しかねますが、特段の事情がある  
場合は、返信用封筒に切手を貼り、請求願います。）

#### 4 プレゼンテーション審査会の実施及び補助対象者の決定について

審査会の場でプレゼンテーションを行っていただきます。提出された資料とプレゼンテーションを5つの審査基準（①事業の具体性・実現性、②顧客ニーズ、③事業の継続性、④地域への波及性、⑤事業の独自性・新規性）から審査し、補助対象者を決定します。なお、プレゼンテーション審査会は5月下旬～6月初旬に実施する予定です。日程については申請受付後に改めて案内します。

#### 5 事業実施期間（実績報告提出期限）等について

##### ア 実績報告書提出期限：

補助事業完了後原則30日以内、又は、令和8年2月27日（金曜日）まで

※実績報告書の提出が遅れた場合、いかなる場合でも補助金を交付することはできません。

※交付決定日から原則として、令和8年2月13日（金曜日）までに必ず工事及び支払いを完了させてください。

イ 提出書類：実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて提出してください。

#### 関係書類

- ・事業報告書（別紙8-1）
- ・支払いを証明する書類の写し（領収書等）
- ・成果物等（工事箇所の前後写真及び購入備品の写真等）

## 6 その他

- (1) 本実施要領や要綱に定めのない事項については、本市の指示に従ってください。
- (2) 申請内容に偽りや隠匿、不正な手段により補助を受けたとき、または受けようとしたときや、法令に違反したとき、実績報告書や支出した根拠となる帳簿書類等の添付資料が提出できないなどの場合は、交付決定の取消や補助金の返還命令などの措置を実施します。その場合は、その旨従わなければなりません。
- (3) 補助期間途中で事業を中止又は廃止した場合は、補助金交付決定の取消しを行う場合があります。

## 7 本件に関する問い合わせ先

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市 産業文化部 商工勤労課 (TEL：0797-77-2011)